

介護福祉士経過措置登録者の有効期限について

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「新法」という。）の施行により、平成29年4月1日から介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士登録を受ける）には介護福祉士試験に合格しなければならない（新法第39条）こととなりましたが、新法の施行（平成29年4月1日）から令和9年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられています。

介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者につきましては、**令和5年4月1日以降は、その介護福祉士の登録が有効であるか確認する必要があります。**

（経過措置登録者の期限到来日）

卒業年度	期限到来日※
平成29年度	令和5年3月31日
平成30年度	令和6年3月31日
平成31年度	令和7年3月31日
令和2年度	令和8年3月31日
令和3年度	令和9年3月31日

＜経過措置登録者の確認方法＞
介護福祉士登録証の「登録番号」が
アルファベットの「E」で始まる者
（別紙2参照）

※休業のための届出を行い、資格登録有効期限の延期が認められた場合には、上記期限到来日に休業期間を加えた日まで

介護福祉士経過措置登録者について、以下のいずれにも該当しない場合は、**資格有効期限をもって、資格取り消し**となります。

- ②資格有効期限までの**介護福祉士試験に合格** ※1
- ①**介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年4月1日から資格登録有効期限（資格登録有効期限を変更した場合はその有効期限）まで継続して介護等の業務に従事** ※2

※1 合格通知書と一緒に「資格登録有効期限解除通知書」が郵送されるので手続き不要。
※2 資格継続有効期限まで継続して介護に従事した場合は、資格登録有効期限（資格有効期限を変更した場合はその有効期限）から14日以内に届出書類を公益財団法人社会福祉振興・試験センターに届出書類を提出する必要がある。

＜資格登録有効期限が令和8年3月31日の場合＞

令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間継続して介護等の業務に従事した場合、令和8年4月14日までに公益財団法人社会福祉振興・試験センターに届出書類を提出する必要がある。

登録が有効であるかの確認法については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ（https://www.sssc.or.jp/touroku/info/info_keikakigen.html）（別紙1）の「**登録が有効であるかの確認について**」をご確認ください。

※該当の従業者（介護福祉士登録証の「登録番号」がアルファベットの「E」で始まる者（別紙2））がいる場合の県への提出書類

- ①「資格登録有効期限解除通知書」が通知されている場合
介護福祉士登録証及び「資格登録有効期限解除通知書」（別紙3）
- ②「資格登録有効期限解除通知書」が通知されていない場合
介護福祉士登録証及び「資格登録有効期限（変更）通知書」（別紙4）

社会福祉士国家試験

介護福祉士国家試験

精神保健福祉士国家試験

資格登録

保険・年金

研修

助成

出版

介護支援
専門員

[トップページ](#) > [資格登録](#) > [介護福祉士経過措置登録者の資格登録有効期限について](#)

資格登録 (社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士)

介護福祉士経過措置登録者の資格登録有効期限について

介護福祉士経過措置登録者の方へ

介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の経過措置登録を受けている者は、資格登録有効期限が切れると、介護福祉士の資格の効力を失います（資格取り消しとなります）。

資格登録有効期限経過日の翌日以後においても介護福祉士として登録となるためには、次の⑦または⑧のいずれかの要件を満たし、資格登録有効期限を解除する必要があります。

⑦ **資格登録有効期限までの介護福祉士試験に合格 ※1**

⑧ **介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から資格登録有効期限（資格登録有効期限を変更した場合はその有効期限）まで継続して介護等の業務に従事 ※2**

※1 試験に合格した場合は、合格通知書と一緒に「資格登録有効期限解除通知書」を郵送しますので、特別な手続きをすることはありません。

※2 資格登録有効期限まで継続して介護等の業務に従事した場合は、**資格登録有効期限から14日以内に届出書類を試験センターに提出**する必要があります。

届出書類の様式は、登録証と一緒に郵送している『介護福祉士「変更登録の手引」〈経過措置登録者に係る届出用〉』にあります。

上記手引の閲覧、届出書類のプリントは[こちら](#)からできます。

(注意)

⑦・⑧いずれにも該当しない場合は、**資格登録有効期限をもって、資格取り消し**となりますので、届出書類と一緒に介護福祉士登録証（原本）を返納してください。また、介護福祉士の効力を失ったにもかかわらず、介護福祉士の名称を使用した場合は、罰則の適用を受けることとなりますのでご注意ください。

▶ 資格登録

▶ 登録資格要件

▶ 新規登録の申請手続き

▶ 登録事項の変更手続き

▶ 介護福祉士
喀痰吸引等行為の登録申請手続き

▶ 現住所のみの変更手続き

▶ 登録証の再交付手続き

▶ 登録者の死亡（失踪宣告）の手続き

▶ 登録者数の状況

▶ よくあるご質問

▶ 就労状況調査結果
現況把握調査結果

▶ 平成29年4月1日から令和9年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した方の介護福祉士経過措置登録の手続きについて

▶ **介護福祉士経過措置登録者の資格登録有効期限について【登録者の方へ・事業者の方へ】**

事業者の方へ

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「新法」という。）の施行により、平成29年4月1日から介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士登録を受ける）には介護福祉士試験に合格しなければならない（新法第39条）こととなりましたが、新法の施行（平成29年4月1日）から令和9年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられています。

介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者につきましては、**令和5年4月1日以降は、その介護福祉士の登録が有効であるか確認する必要があります。**

（注意）

上記、「介護福祉士経過措置登録者の方へ」の②・④のいずれにも該当しない場合は、**資格登録有効期限をもって、資格取り消し**となります。

登録が有効であるかの確認方法は以下のとおりです。通知書等のサンプルを掲載していますのでご参考にしてください。

登録が有効であるかの確認について

対象者	「登録番号」がアルファベットの「E」で始まる者（例. 第 E-0000 0 号）
確認書類	「資格登録有効期限（変更）通知書」または「資格登録有効期限解除通知書」のいずれかで確認することができます。
確認方法	「資格登録有効期限（変更）通知書」の場合 通知書中段の「資格登録有効期限：元号○年○月○日」を確認 ※記載の期日まで登録有効 「資格登録有効期限解除通知書」の場合 資格登録有効期限解除通知書の有無を確認 ※解除通知書があれば、欠格事由の該当による取り消し、死亡又は失踪の宣告がない限り登録有効
サンプル	<ul style="list-style-type: none">▶ 介護福祉士登録証（PDF：135KB）▶ 資格登録有効期限（変更）通知書（PDF：408KB）▶ 資格登録有効期限解除通知書（PDF：787KB）

◀ [資格登録トップに戻る](#)

▲ [ページの先頭へ戻る](#)

▶ [個人情報保護方針](#) ▶ [特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針](#) ▶ [このサイトについて](#) ▶ [関連リンク](#)
▶ [入札等情報](#)

Copyright(C) Social Welfare Promotion and National Examination Center, All rights reserved.



「登録番号」がアルファベットの「E」で始まる登録者は、
介護福祉士経過措置登録者のため、資格登録有効期限を確認する。

※ 有効期限は登録証に記載がないため、次のいずれかで確認する。

- ・ 「資格登録有効期限（変更）通知書」
- ・ 「資格登録有効期限解除通知書」

発行番号 第 [] 号



平成 [] 年 [] 月 [] 日

登録番号 第 E-[] 号

合格証書番号 第 K-[] 号

[] [] [] [] 様

公益財団法人社会福祉振興・調査
理事長 格

SAMPLE

資格登録有効期限解除通知書

あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は令和5年3月31日が資格登録有効期限ですが、第30回^{実施回}介護福祉士試験合格により、あなたの資格登録有効期限を解除しましたので通知します。

- この通知書をお受け取りになったことによる手続きはありません。
- あなたの改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以降も有効です。
- この通知書は登録証と一緒に大切に保管してください。

発行番号 第 [] 号

令和 [] 年 [] 月 [] 日
登録番号 第 E-[] 号

[] 様

公益財団法人社会福祉振興・
理事長 []

SAMPLE

資格登録有効期限解除通知書

あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は令和5年3月31日が資格登録有効期限ですが、改正法附則第6条の3に規定する介護等の業務に従事したことにより、あなたの資格登録有効期限を解除しましたので通知します。

- この通知書をお受け取りになったことによる手続きはありません。
- あなたの改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以後も有効です。
- この通知書は登録証と一緒に大切に保管してください。

第 [] 号

登録年月日 平成 [] 年 [] 月 [] 日
登録番号 第 E-[] 号

● ● ● ● 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長



資格登録有効期限（変更）通知書

今般あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は、あなたが介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日（5年に附則第6条の4に規定する育児休業等の期間を加えて得た期間を経過する日。以下「5年経過日」という。）にその効力を失うことが改正法附則第6条の2第2項で定められています。あなたの介護福祉士の資格登録有効期限は以下のとおりとなりますので通知します。

○ 資格登録有効期限： **令和 5年 3月31日**

ここに記載の期日まで登録有効

○ あなたの介護福祉士の登録は、資格登録有効期限までの介護福祉士試験に合格又は介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から5年経過日（資格登録有効期限（資格登録有効期限を変更した場合はその有効期限））まで継続して介護等の業務に従事した場合のいずれも該当しないときは、法令に基づき資格登録有効期限の翌日に消除となります。この場合資格登録有効期限から14日以内に「資格登録失効届」を同封の上登録証を（公財）社会福祉振興・試験センター登録部に必ず返納してください。